〇届出が必要な工場・事業所・施設等一覧

（倉吉市公害防止条例施行規則第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 業種 |
| １ | 畜産業（常時豚20頭・牛10頭・鶏1,000羽以上飼育するものに限る。） |
| ２ | めん類製造業（マカロニを含む。） |
| ３ | パン・菓子製造業（粗製あん施設を有するものに限る。） |
| ４ | 製あん業 |
| ５ | 豆腐製造業（煮豆・油揚・ガンモドキ等を含む。） |
| ６ | 清涼飲料・酒類製造業 |
| ７ | 調味料製造業 |
| ８ | 水産食糧品製造業 |
| ９ | 畜産食糧品製造業 |
| 10 | と畜場・家畜市場 |
| 11 | 動植物油脂製造業 |
| 12 | 米菓子・こうじ製造業 |
| 13 | 製糸業・紡績業（染色整理・織物・編物の各業を含む。） |
| 14 | 製紙業（再生紙を含む。） |
| 15 | 動物系飼料製造業 |
| 16 | 洗たく業（洗たく施設を有するもの。） |
| 17 | 澱粉製造業 |
| 18 | 鉄鋼業 |
| 19 | 非鉄金属製造業 |
| 20 | 金属製品製造業 |
| 21 | 一般機械器具製造業 |
| 22 | 電気機械器具製造業 |
| 23 | 輸送用機械器具製造業 |
| 24 | 精密機械器具製造業 |
| 25 | 武器製造業 |
| 26 | 自動車整備業（小売業のサービス用の修理及び整備のものを含む。） |
| 27 | 給油業 |
| 28 | 駐車場業（洗車施設を有するものに限る。） |
| 29 | 洗車業（自動式のものに限る。） |
| 30 | 道路貨物運送業（洗車施設を有するものに限る。） |
| 31 | 道路旅客運送業（洗車施設を有するものに限る。） |
| 32 | セメント製品製造業 |
| 33 | 生コンプラント |
| 34 | アスファルトプラント |
| 35 | 砕石業・砂利採取業 |
| 36 | 廃油処理業 |
| 37 | カラーフイルム現像業 |
| 38 | なめし皮製造業 |
| 39 | し尿処理場 |
| 40 | 合成樹脂製品製造業 |
| 41 | 化学肥料製造業（配合工場を含む。） |
| 42 | すし屋・料亭・レストラン・食堂（従業員10人以上使用するものに限る。） |
| 43 | 病院 |
| 44 | 旅館 |
| 45 | その他の食糧品小売業のうち給食施設（従業員30人以上使用するものに限る。） |
| 46 | 水産市場 |
| 47 | 石碑製造業 |
| 48 | 百貨店業・スーパーマーケット業 |
| 49 | ごみ処理場・廃棄物埋立場（焼却炉100㎏／Ｈ以下の能力のものは除く。） |
| 50 | 綿打直し業 |
| 51 | ペン・鉛筆・プラスチック製品製造業（原動機を使用するものに限る。） |
| 52 | 印刷業（原動機を使用するものに限る。） |
| 53 | 再生資源卸売業（車輛その他の屑鉄のプレス・裁断・座金製造又は廃棄物処理を焼却で行なうものに限る。） |
| 54 | 製材業（木工所・合板・製箸・チップ・木材センターを含む。） |
| 55 | 紙器製品製造業 |
| 56 | 家具製造業・建具製造業 |
| 57 | ボーリング場・パチンコ店・ダンスホール |
| 58 | キャバレー |
| 59 | 建築業（恒久的な作業場を有するものに限る。） |
| 60 | 精穀・製粉業・穀類乾燥施設 |
| 61 | その他の業であって、次の施設を有するもの。(１)　ボイラー　（伝熱面積が７平方メートル以上10平方メートル未満のもの、又は伝熱面積が７平方メートル未満のボイラーが２以上設置され、その伝熱面積の合計が10平方メートル以上のものに限る。）(２)　クーリングタワー　（原動機の定格出力が0.7キロワット以上のものに限る。）(３)　重油バーナー　（バーナーの最大燃焼能力が１時間当たり20リットル以上のものに限る。）(４)　オガライト及びバーク炭の製造施設 |